

<電気柵の設置を希望される場合の今後の手続き等>

1. 「電気柵設置事業承認申請書（様式第1号）」を提出してください。
2. 期限までに提出された申請書を取りまとめ、内容を精査します。
※補助要望額が予算を超過した場合は予算内で案分します。
3. 事業承認通知の送付と共に、補助金額の内示を行います。事業に取り組む場合、承認通知に同封する「補助金交付申請書」を提出してください。
4. 補助金交付申請書を確認後、交付決定通知を送付いたしますので、それ以降に電気柵を購入してください。
5. 電気柵の代金支払いが完了した後、「電気柵設置事業実績報告書兼補助金請求書」を提出してください。様式は交付決定通知に同封します。

<事業を実施する際の留意事項>

- この事業に係る収支を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を補助事業完了年度の翌年度から起算して5年間保管する必要があります。
- 電気柵の設置効果を検証するため、事業完了年度の翌年度から起算して5年間検証報告（アンケート）を行っていただく必要があります。
検証報告（アンケート）につきましては毎年度、十日町市鳥獣被害対策防止協議会から送付させていただきます。

十日町市有害鳥獣被害対策防止協議会事務局（十日町市役所農林課内）
025-757-9917（直通）